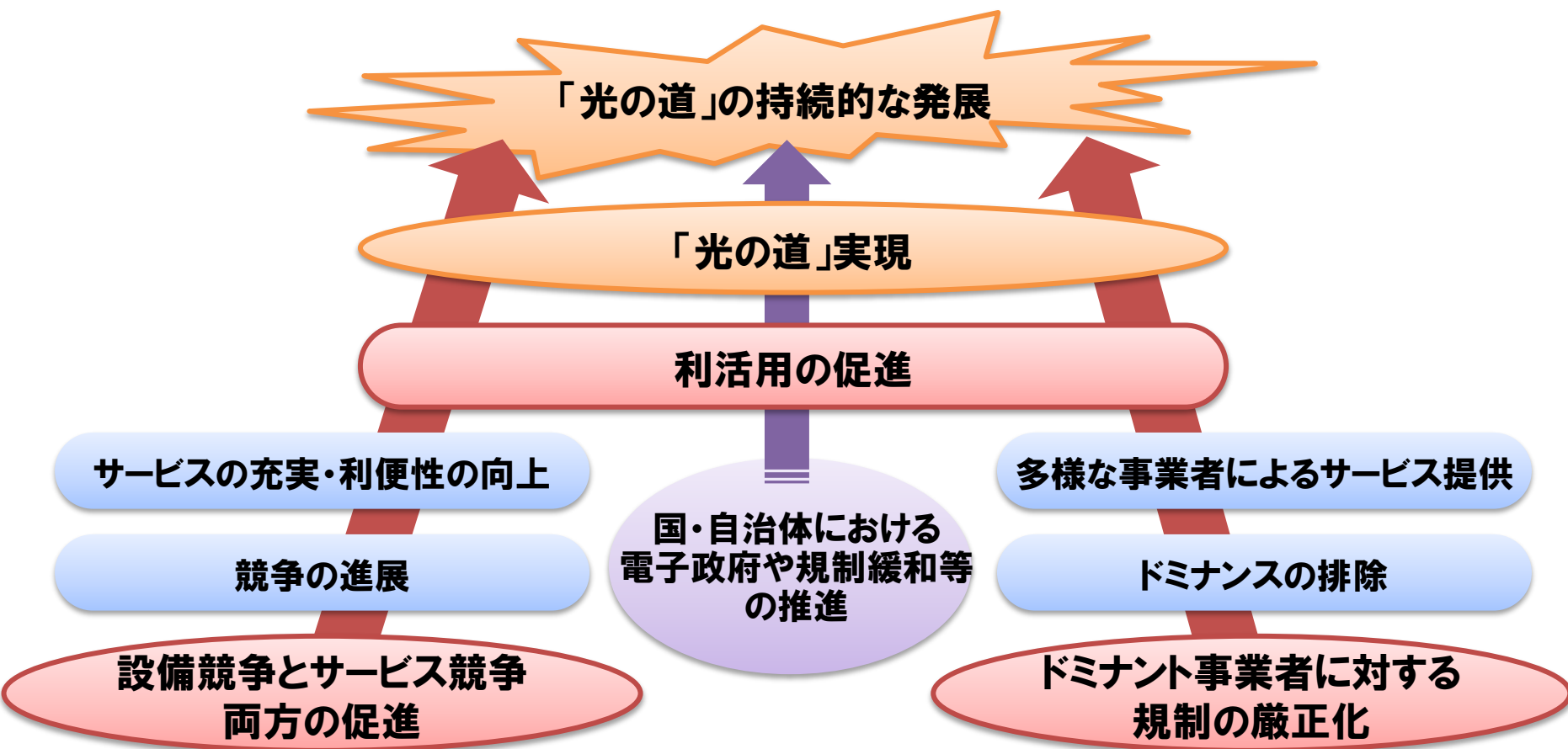


グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会
合同ヒアリング資料

公正競争の一層の活性化に向けて

平成22年11月9日
株式会社ケイ・オプティコム

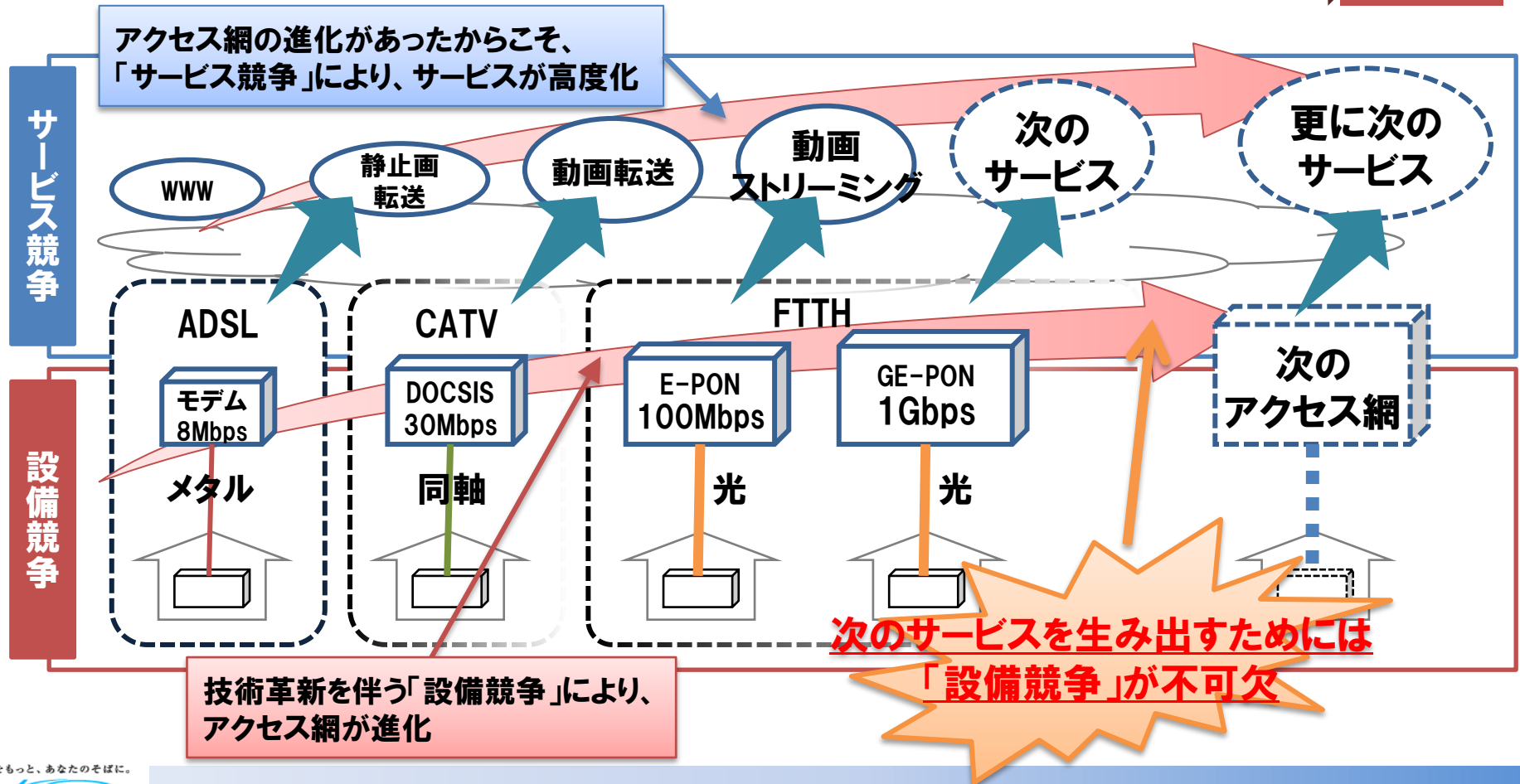
- 公正競争環境のもと、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進することで、利活用促進に繋がり、ひいては「光の道」実現に寄与するものと考えます
- また、「光の道」実現後も、持続的に利用者利便性の向上やサービスの高度化が進むよう、健全な競争環境を整備することが必要です



技術革新を伴う「設備競争」の必要性

- 単にサービスエリアを拡大するだけではなく、「**設備競争**」は、**技術革新による伝送速度向上等を伴い、その上の「サービス競争」を発展させていくために、不可欠なものです。**
- 「**設備競争**」を無くすことは、**技術革新を停滞させ、ひいては「サービス競争」を停滞させることになり、利用者利便性の向上にも寄与しません**

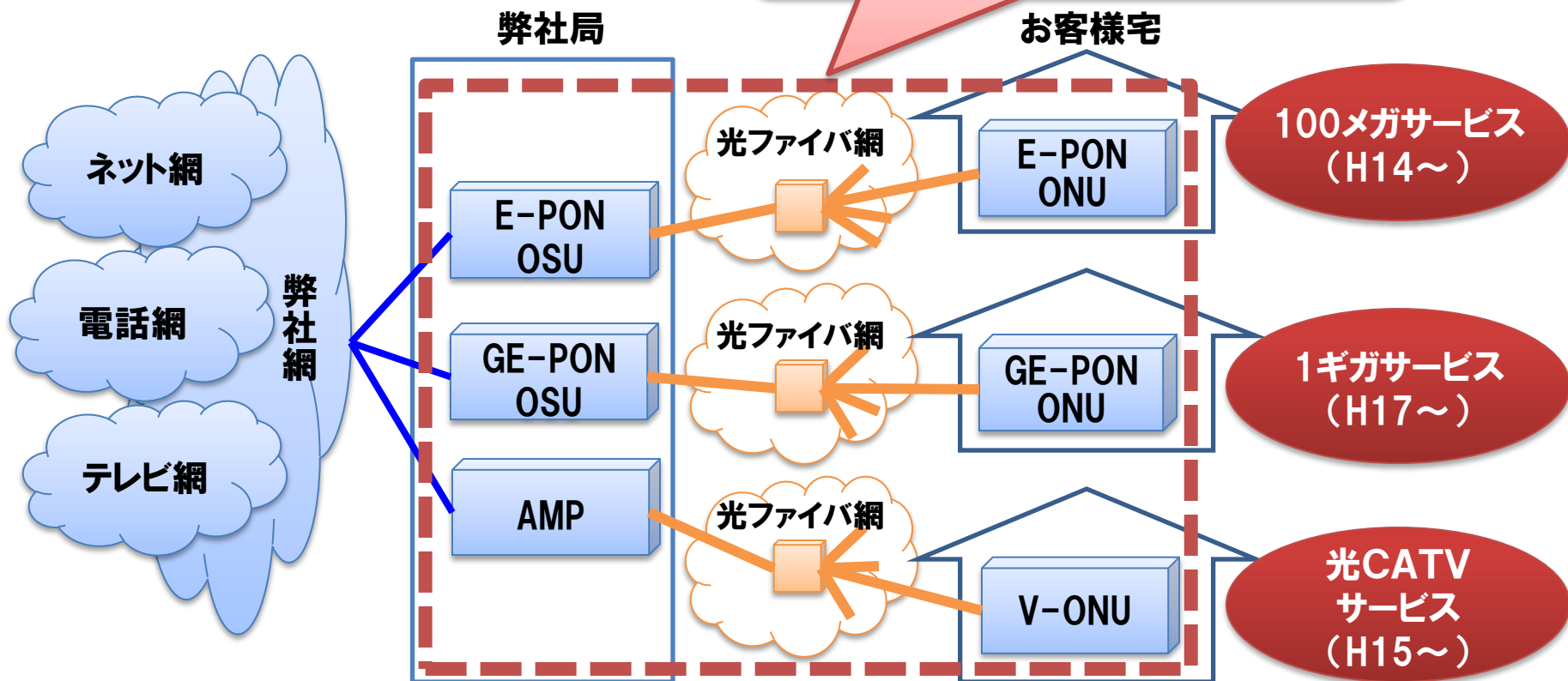
補足1



弊社では、技術革新を伴う「設備競争」を行うなかで、光アクセス網(OSU(AMP)～光ファイバ～ONU全体)を進化させ、サービスの高度化・充実を図ってきました

⇒ 8年間で3種類のアクセス網を整備

技術革新を伴う「設備競争」でしか
実現できない進化



- 「光の道」実現後も、持続的にアクセス網が進化していくよう、引続き、技術革新を伴う「設備競争」が可能な競争環境の確保が必要です
- 分岐端末回線単位の接続料設定を含め、NTT加入光ファイバ接続料の在り方の検討にあっても、まず「設備競争」在りきで考えるべきです

■光アクセス網における技術革新インセンティブの確保

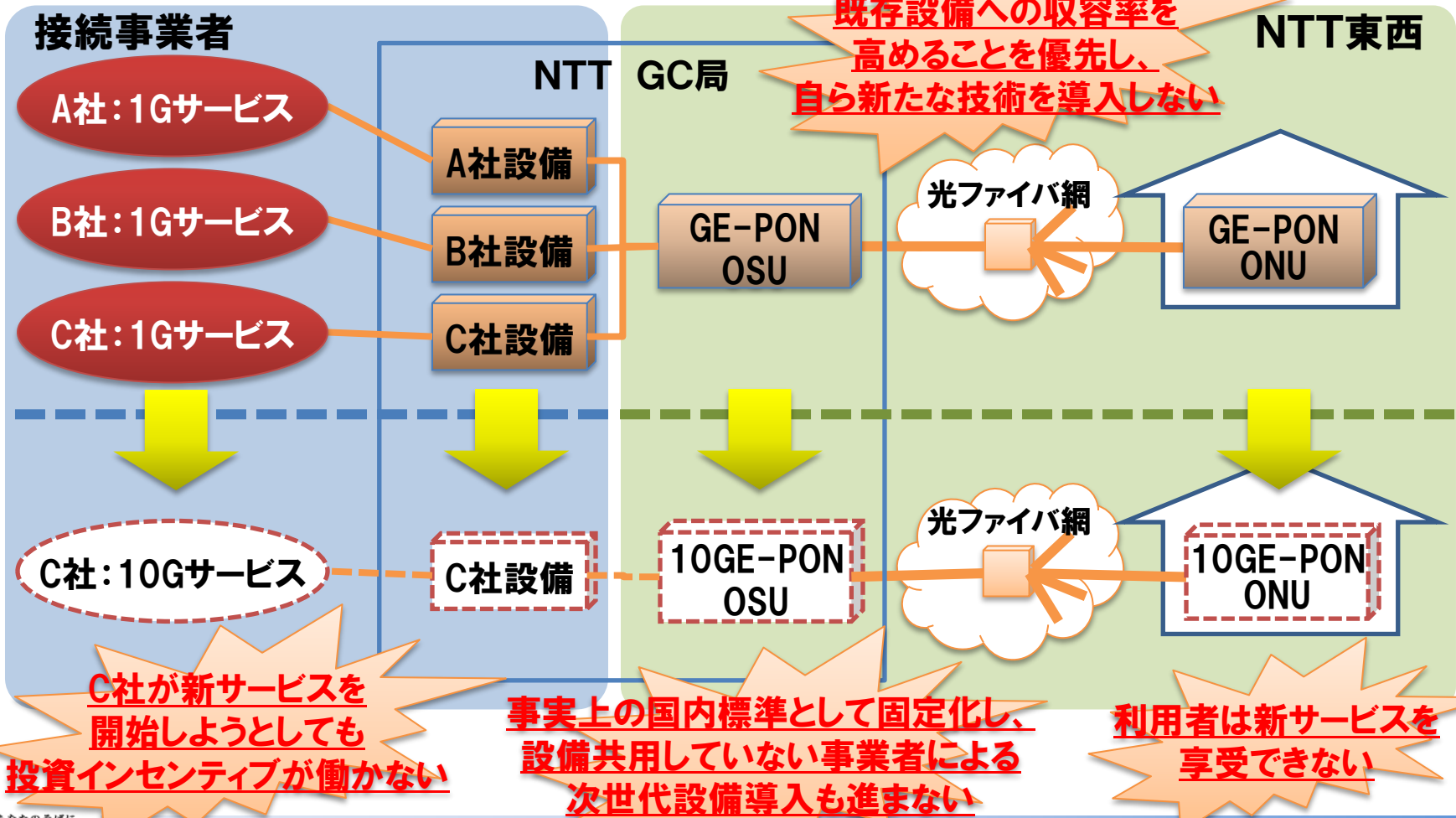
補足2

- メタルアクセス網と異なり、光アクセス網の技術は、日々進化している
- 設備共用では、共用するどの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かないため、光アクセス網の高度化が停滞し、利用者利便も向上しない**
- 仮に、殆どの大手事業者が設備共用を行うと、事実上の国内標準として固定されるため、**設備共用を行っていない事業者における次世代設備の開発や導入も進まなくなる**
- 先進分野でも劣後し、**機器ベンダーを含め日本の情報通信産業全体の国際競争力を弱める**

■インフラ構築事業者における投資インセンティブの確保

- NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線と異なり、光ファイバ等ではNTT東西以外にも、自らアクセス網を構築し競争しているインフラ構築事業者が存在している
- 設備コストや需要と乖離した接続料設定は、投資リスクを負うインフラ構築事業者との公平性を欠き、投資インセンティブを阻害しかねない**
- 今後の接続料設定にあたっては、NTT東西、接続事業者だけでなく、**インフラ構築事業者も含めた、競争事業者間の公平性を担保することが必要**

- 設備共用では、日本国内の光アクセス網の進化が停滞します
- NTT東西に全ての負担を押し付けるだけで、日本を次のガラパゴス化に導くものです



- 独占時代からの企業イメージや資金力から、圧倒的に優位であるのに加え、NTTグループ自身が、自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開しています
- 公正な競争環境を確保するためには、経営形態の検討もさることながら、抜け道のないルール化・透明性の確保等、NTTグループの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を被せることが、まずは必要です

■ 県域等子会社へのNTT東西と同じ法規制の適用

- 実務の多くが行われ、NTT東西と実質的に一体(出資比率100%・類似社名・役員兼任・事務所併設等)であるにもかかわらず、**子会社には規制が適用されていない**
- 昨年発生したNTT西日本での接続情報の目的外利用の根本的な原因
- 電気通信事業法等で**NTT東西に課せられている規制を子会社にも適用**することが必要

■ NTTグループ会社間取引に対する法規制の厳正化

- 指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、**実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況**
- グループ内に閉じた連携により、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していることから、**行為規制の厳正化が必要**
 - 例 他者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止(協議時期の同等性)
 - NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止(技術の中立性)
 - NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止(ブランドの中立性)
- **委託会社を通じた不透明なグループ連携を抑止**するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が適用されるよう、委託会社への管理監督義務の明確化等が必要

- NTTグループの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を被せることが、まずは必要ですが、NTTの経営形態を検討する際には、「ボトルネック設備利用の同等性確保」の視点だけでなく、「グループドミナンス排除」の視点も含め検討すべきです
- NTT東西のなし崩し的な業務範囲拡大が、シェアの高まりの要因となっていることから、歯止めをかけることが必要です
- 各種規制が厳正に適用されていることをチェックするための枠組みの強化も必要です

■持株会社体制の是非を含めた検討

- 持株会社主導のもと、グループ連携を強め、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大している
- NTTの経営形態を検討するにあたっては、持株会社体制の廃止も視野に、NTTグループ全体の在り方を検討することが必要

■活用業務認可制度の廃止等によるNTT東西の業務範囲拡大の抑止

- 活用業務が、NTT東西の本来業務である地域電気通信業務を超える規模に拡大し、NTT東西のシェア高まりの要因となっている
- 活用業務認可制度等を廃止し、これ以上のNTT東西の業務範囲拡大を抑止することが必要
- 個別案件毎に審査されてきた既存の認可業務も、認可業務全体でみて、その影響等を再審査することが必要

■第三者による監視・検査を可能とする仕組みの導入

- 競争セーフガード制度の運用を通じて、有効性・適正性を検証し、都度行政指導を発動
- 各種規制の実効性や客観的な検証可能性を、更に高めるため、より透明性の高い第三者による監視・検査等を可能とする仕組みを導入することが必要

- そもそも、NTTの経営形態の検討に際しては、「アクセス整備」の視点から検討すべきではありません（「光の道整備とNTT組織論は、別の問題）
- 「アクセス回線会社構想」は、実現可能性等に疑問があることはもとより、一部事業者にのみメリットが生じる形で競争構造を限定化し、持続的なインフラ高度化の芽を摘むものであるため、「できる」「できない」以前に、とるべき政策ではありません

■光アクセス網における技術革新の停滞

補足2

- 「アクセス回線会社」設備に依存すると、誰にも技術革新に対するインセンティブが働かず、光アクセス網の高度化が停滞し、将来的に利用者利便の向上が期待できなくなる

■インフラ構築事業者の撤退

補足3

- 国の後押しを前提とした「アクセス回線会社」の設立により、**地域系事業者・CATV事業者等、地方のインフラ構築事業者の事業運営は成り立たなくなる**
 - 例 「アクセス回線会社」による全世帯への回線引込活動により、既存インフラ構築事業者は新規回線の引込み余地がなくなるうえ、既存回線の撤去も余議なくされる
 - 「アクセス回線会社」の回線も、実質的に利用困難
- 地域に根付きインフラ整備を牽引してきた地方のインフラ構築事業者の撤退により、**整備済みのインフラ維持が困難になるうえ、地方の衰退も招く**

■実現可能性への疑問

補足4・5

- 全国計画的工事を行っても、現状以上に効率化は困難**
 - 例 「個別工事」と「一括工事」は言い方が違うだけで、現場レベルの違いはない
 - 対需工事はなくなる（すぐ使いたい人に長期間（最長5年）待機頂くことは不適當）
- 請負費（労務費）が大半の工事費を大幅削減しつつ、工事力を大幅増強することは困難**
 - 例 「給与は大幅に減るが、仕事量は大幅に増える」ということに理解は得られない

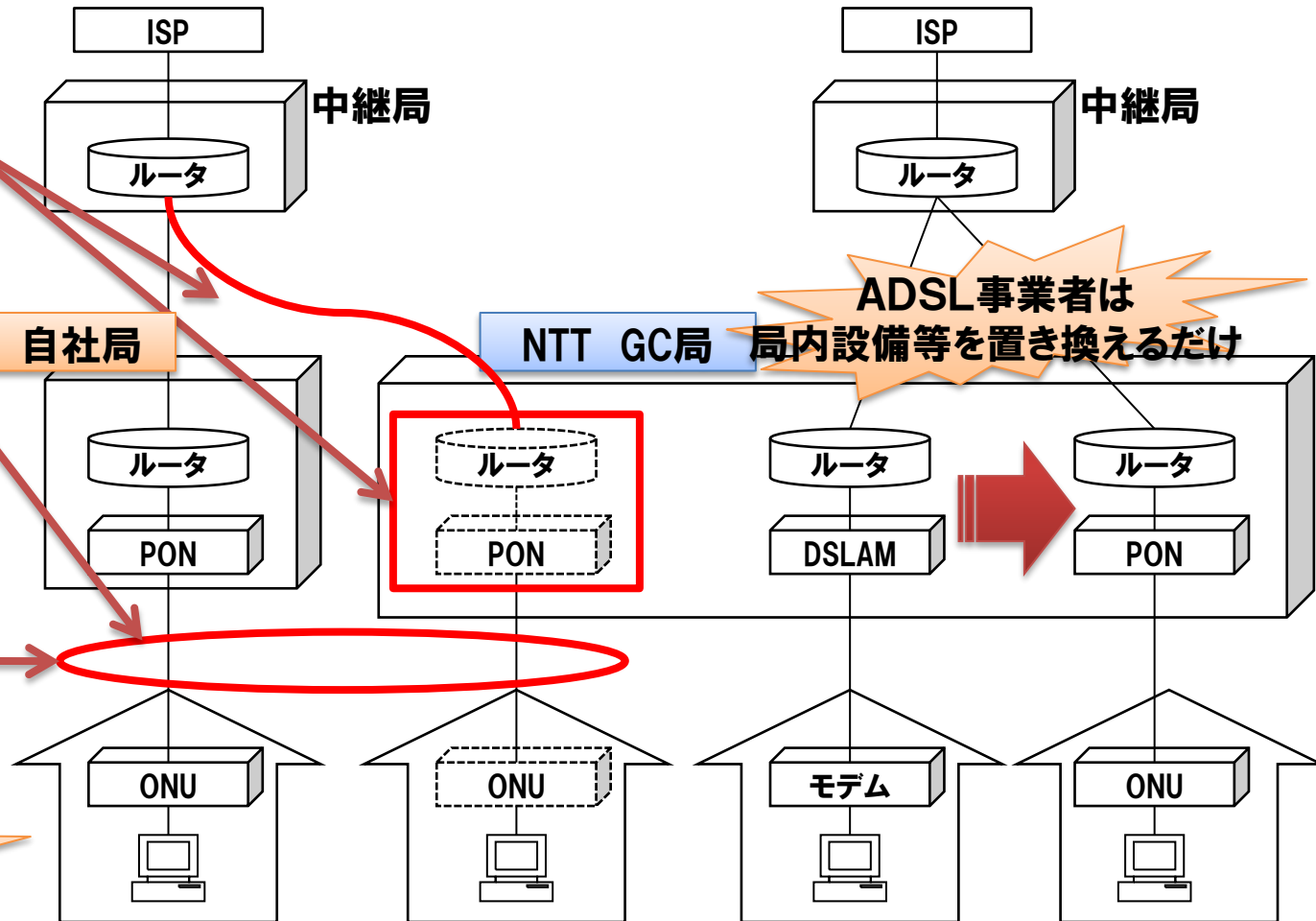
接続(コロケーション)を前提としたビジネスモデルを採用しているADSL事業者等の接続事業者に対して、**地域系通信事業者やCATV事業者等のインフラ構築事業者は、著しく不公正な競争環境を強いられます(実質的に利用困難)**

NTT GC局へのコロケーションやネットワークの繋込みが新たに必要

自社アクセスと2つのオペレーションシステムが必要

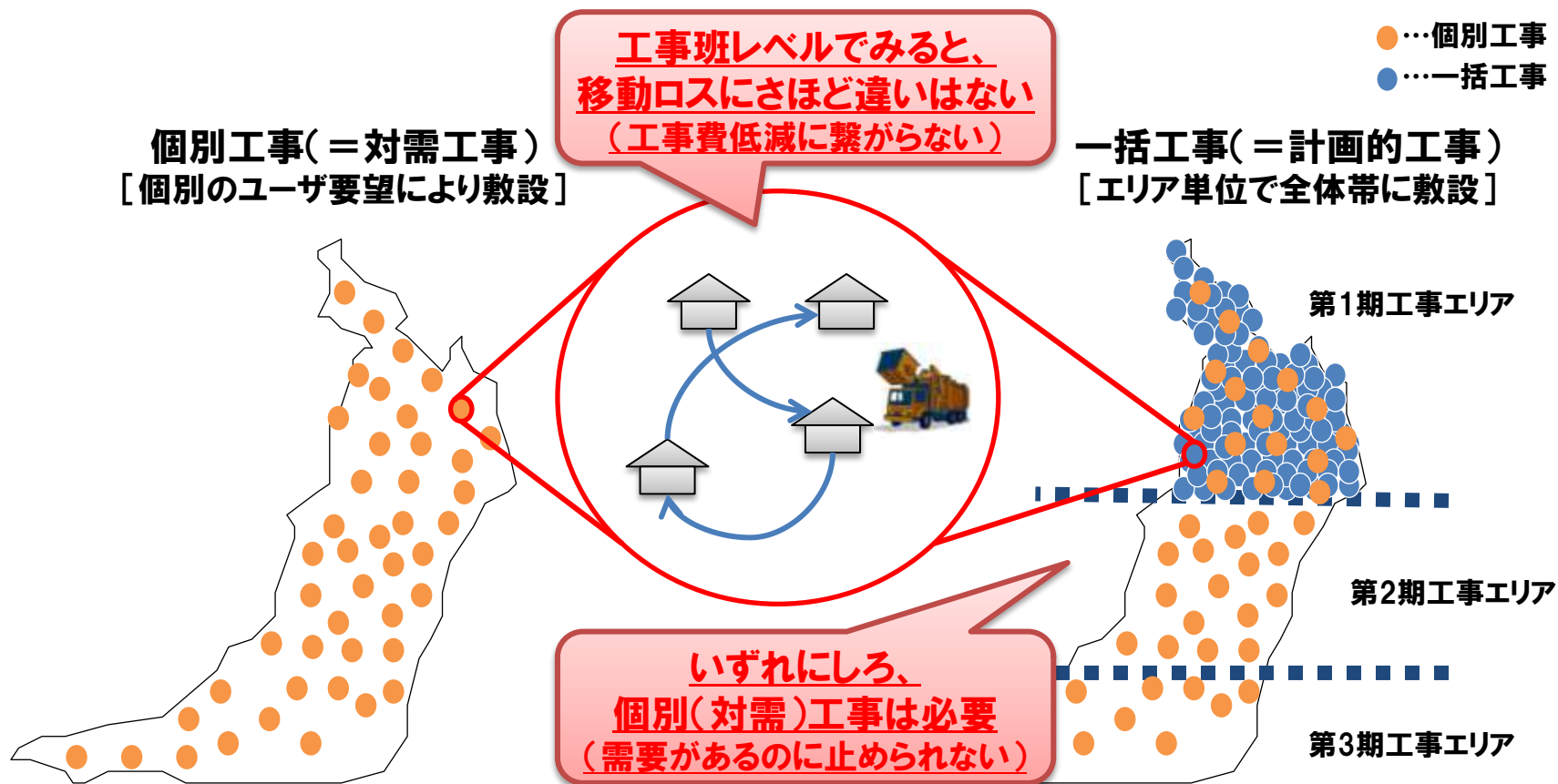
光ファイバの仕様や芯線の使い方の見直しが必要

インフラ構築事業者は、大幅なコストアップ



ADSL事業者は局内設備等を置き換えるだけ

- 幹線部分については、事前に計画的かつ効率的に整備
- 更に、引込部分も、お客様と日程調整を行う等して、工事班単位で移動ロスが最少になるよう日々工事計画を立てて、工事を実施（1班あたり平均4件/日程度）
- 「個別工事」であっても、「一括工事」であっても、移動ロスを如何に減らすかの問題
現状、工事費を大幅に削減できるだけの移動ロスは、残っていない



- 現在でも工事力の確保は、大きな課題
- 光ファイバ工事においては、融着接続作業等が発生し、メタル回線工事に比べ、より特殊な技能が必要
- 光ファイバの工事費用の大半は、請負費(＝労務費)
なお、弊社実績と比較して、NTT東西の工事費が高いとは思えない

■工事力確保

- 現時点でも工事力が限界に近い(繁忙期は、他社と工事員を取合う状況)
- 無理に養成しても、5年後大幅に工事量が減少したときに、仕事を確保できない(慎重な検討が必要)

■工事費低減

- 労務費が大半の工事費を大幅削減することは、工事員の給与を大幅に削減するのと同じ(慎重な検討が必要)
- 宅内工事、光ファイバ接続等、技能を要する作業が多く、またお客様対応スキルも必要であるなか、過重労働に繋がる無理な効率化を強いると、現場管理・工事品質の低下を招く(災害や苦情が発生する可能性がある)
- 対需工事はなくならないうえ、「個別工事」と「一括工事」は言い方が違うだけで、現場レベルの違いはないため、工事費の低減要因にならない

「光の道」実現に向け、また実現後の持続的な発展を見据えて、公正競争環境のもと、事業者間競争を「設備競争」と「サービス競争」の両面から促進し、引続き、利用者利便性の向上やサービスの高度化が進むよう、健全な競争環境を整備することが必要

■技術革新を伴う「設備競争」は、その上の「サービス競争」を 発展させるために、不可欠

- ・持続的にアクセス網が進化していくよう、まず「設備競争」在りきで政策を考えるべき
- ・引続き、アクセス網における技術革新インセンティブや投資インセンティブの確保が必要

■NTTのグループドミナンス等に対して、抜け道のないルール 化等が、まずは必要

- ・県域等子会社へのNTT東西と同じ法規制の適用
- ・NTTグループ会社間取引に対する法規制の厳正化
- ・活用業務認可制度廃止等によるNTT東西の業務範囲拡大抑止
- ・第三者による監視・検査を可能とする仕組みの導入

■「アクセス回線会社構想」は、できる・できない以前に、とるべき 政策ではない